

事 務 連 絡
令和2年4月20日

障害福祉サービス事業所等 管理者様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

障害福祉サービス等事業所（通所又は短期入所に限る）の利用自粛について（要請）

各事業所におかれましては、平素より本県の障害福祉サービスにご協力いただくとともに、日々新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応いただいていることに御礼申し上げます。

さて、先日、新型コロナウイルス対策にかかる特別措置法（新型インフルエンザ等対策措置法）に基づく緊急事態宣言（特別措置法第32条第1項第2号に指定）後の障害福祉サービス事業所等を含む社会福祉施設（通所又は短期入所に限る）における対応についてお知らせしたところでありますが、今般、石川県では下記のとおり対応することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1 事業所（通所又は短期入所に限る）への休業要請について

基本的に休業要請は行いません。これまでお知らせしたとおり適切な感染防止対策を行っていただき、引き続き利用者の受入れを行っていただきますようお願いいたします。

2 利用の自粛要請について

事業所（通所又は短期入所に限る）の利用者については、利用者や家族の状況を踏まえ、可能な場合には利用を控えていただきますようご協力をお願いいたします。

期間：令和2年4月21日（火）～令和2年5月6日（水）

3 利用を自粛した利用者への支援について

先にもお知らせしてあるとおり、市町と相談し、利用者や家族の状況を踏まえ、引き続き事業所による支援が必要な利用者に対し、居宅訪問や電話連絡等により支援を継続していただきますようお願いいたします。

この場合、令和2年4月9日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」を参

考にできる限りの支援を行ったと市町が認めれば、通常通り事業所を利用したものとみなして報酬が算定できることから、事前に利用者への説明を行うとともに、支援の内容（日時、相手、支援方法、具体的内容等）について記録を残してください。

なお、障害児通所支援事業所については、令和2年4月2日付厚生労働省事務連絡に基づき、以下の例を参考に、保護者の理解を得つつ、個々の状況に応じた支援を実施してください。

（具体的サービス内容の例）

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

（参照）石川県における緊急事態宣言後の措置については以下のページで確認できます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/kinkyujitaisoti.html>

<事務担当>

石川県障害保健福祉課

企画推進グループ

自立支援グループ

Tel : 076-225-1428